

産学連携実装化プロジェクト助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市が安心・安全で持続可能なまちづくりを進めるうえでの社会課題の解決に資する研究開発を行う大学の研究者に助成する「産学連携実装化プロジェクト（以下「本事業」という。）」の助成金の交付に関し、本事業の事務局である、公益財団法人京都高度技術研究所（以下「当財団」という。）が必要な事項を規定するものである。これにより、社会課題の解決とその研究開発成果の社会実装を目指し、大学発ベンチャーの起業・成長の機会の創出等により、京都産業の活性化を推進する。

(応募対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者（以下「応募対象者」という。）は、京都市内に設置されている大学・短期大学において研究（共同研究を含む。）を行っている者とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は、本事業の対象としない。

- (1) 市町村税を滞納している者。
- (2) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(助成金の額)

第3条 応募対象者が申請する助成金交付申請額の上限は200万円とする。なお、助成金の額は、予算の範囲内において交付する。

(助成対象経費)

第4条 助成金は、別表1に掲げる経費のうち、原則として、対象期間内に発注・契約を行い、納品、支払の全てを完了し、証憑等によりその事実を確認できるものについて、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする応募対象者（以下「申請者」という。）は、「産学連携実装化プロジェクト研究開発提案書（第1号様式。以下「提案書」という。）」に別に定める募集要項に掲げる書類を添えて、当財団に申請する。

(採択の決定)

第6条 審査委員会において、採択する提案書を選定し、当財団が採択の可否を決定する。

なお、審査は非公開とし、審査の途中経過並びに審査結果についての問合せには応じない。

- 2 当財団は、前項に規定する決定を行ったときは、速やかに「産学連携実装化プロジェクト採択決定通知書（第2号様式）」又は「産学連携実装化プロジェクト不採択決定通知書（第3号様式）」により申請者に通知する。
- 3 当財団は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(助成対象期間)

第7条 助成の対象となる期間は、前条第2項に規定する採択決定日から令和8年2月27日までとする。

(事前着手)

第8条 申請者は第6条第2項に規定する採択決定通知日以前に本事業を実施した場合、助成金の交付を受けることができない。ただし、採択決定通知日以前に事業を実施している場合において、提案書提出時に「産学連携実装化プロジェクト事前着手届（第4号様式）」及び4月1日以降であって、提案書提出前に支出した経費が分かる資料を当財団に提出したときはこの限りではない。

(変更等の申請)

第9条 第6条第1項の規定により、助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、計画書の内容を変更しようとする場合、速やかに「産学連携実装化プロジェクト計画変更等（変更・中止・廃止）承認申請書（第5号様式）」を当財団に提出しなければならない。ただし、次の各号に規定する軽微な変更の場合を除く。

- (1) 助成目的に変更がなく、より効率的な助成目的の達成に役立つと考えられる場合
- (2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 当財団は、前項に規定する変更の申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認又は不承認を決定し、「産学連携実装化プロジェクト計画変更承認（不承認）通知書（第6号様式）」により、助成対象者に通知する。

3 当財団は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(助成事業等の遂行)

第10条 助成対象者は、助成事業の一部を委託する者等に対し、助成金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって当該事業を行わせ、助成金を他の用途へ使用することのないようにさせなければならない。

(報告、検査及び指示)

第11条 当財団は、必要があると認めるときは、助成対象者に対し、助成金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 助成対象者は、当財団から前項による指示があった場合、遂行状況について、「産学連携実装化プロジェクト事業遂行状況報告書（第7号様式）」を提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 助成対象者は、事業の完了日から20日を経過した日、又は令和8年3月13日のいずれか早い日までに、「産学連携実装化プロジェクト実績報告書（第8号様式）」及び所定の添付書類を当財団に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 当財団は、前条による報告を受けた場合は、その内容を審査し、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定したときは、「産学連携実装化プロジェクト助成金交付額決定通知書（第9号様式）」により助成対象者に通知する。

2 当財団は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、助成決定額を超える経費について返還を命ずる

ものとする。

3 前項の助成金の返済期限は、当該通知のなされた日から30日以内とする。

(助成金の支払)

第14条 助成金の支払は、助成金の額を確定した後に、助成対象者が指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、当財団は、助成対象者から「産学連携実装化プロジェクト概算払請求書（第10号様式）」により請求があるときには、その必要性を認める場合に限り、概算払を行うことができる。

(財産の管理等)

第15条 助成対象者は、本事業による取得財産等について、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成対象者は、取得財産等について、当財団が定める期間は処分してはならない。また、当財団が定める期間を経過する前に取得財産等を処分することにより収入があったときは、当財団に書面で報告し、当財団の請求に応じその収入の一部を当財団に納付しなければならない。

(財産の処分制限)

第16条 前条第2項に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）に準じるものとする。

2 助成金の交付を受けた者が、前項に規定する期間を経過する前に、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、「取得財産等処分承認申請書（第11号様式）」を当財団へ提出し、承認を得なければならない。

(関係書類の整備)

第17条 助成対象者は、助成事業等に係る経費の支出を明らかにした書類を整備し、5年間保存しなければならない。

2 助成対象者は、前項の規定による書類の整備に当たっては、助成事業等と助成金等の交付の対象とならない事務又は事業とを明確に区分することができるようにしなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第18条 当財団は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消し、交付予定額もしくは確定交付額を変更し、又は既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱又はこれに基づく交付条件もしくは当財団の指示に違反したとき
- (2) この要綱に基づいて提出された書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 助成金を使用せず、又は助成金の交付の目的に反して使用したとき
- (4) その他不正があったとき

(その他必要な条項)

第19条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は当財団が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は決定の日から施行する。
- 2 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

費用区分	内 容	備 考
設備・備品費	計測機器、実験器具等の物品の購入に要する経費など	直接経費の 50%まで
消耗品費	試験薬、文房具等の物品の購入に要する経費など	
労務費、謝金	研究開発補助アルバイトへの賃金など	
旅費・交通費	研究開発に係る国内での移動経費など	国外の経費は対象外
そ の 他 費 用	学会参加費、外注加工費など	
間 接 経 費	大学の規定に基づく間接経費	

※国府等の実施する他の助成事業で採択済、申請済又は申請予定の経費は対象外となります。

対象経費とならない経費

- ・助成対象期間内までに支払いを終えない経費
- ・大学研究者及び共同研究者の人件費
- ・特許出願等に当たり官公庁へ支払う出願料・手数料等
- ・大学研究者（共同研究者を含む）以外の者に関わる旅費・交通費
- ・振込手数料、代引手数料
- ・建物等施設の建設・改築、不動産取得に関する経費
- ・研究開発期間中に発生した事故、災害の処理のための経費
- ・主たる研究開発課題の解決方法そのものを外注又は委託する経費
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、記録媒体等）の購入費
- ・研究開発に関連のない経費